

議案第54号

東郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

東郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年8月29日提出

東郷町長 石橋直季

説明

この案を提出するのは、地方公共団体情報システムの標準化に伴い必要があるからである。

東郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

東郷町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年東郷町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「の備考欄」を削り、「調整」を「調製」に改める。

第6条第2項中「ことができる」を「ものとする」に改める。

第8条の見出し及び同条第1項中「再交付」を「引換交付」に改める。

第11条第1項中「（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。以下同じ。）」を削り、同条第2項中「、複写して」を削る。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 印鑑登録原票の調製方法を改めること。（第6条関係）
- (2) 印鑑登録証の再交付を引換交付に改めること。（第8条関係）
- (3) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日

令和8年1月1日から施行すること。